

2025 年度国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）募集要項

本学と海外大学との大学院レベルにおける国際共同学位（ダブルディグリー、ジョイントディグリー等）の取得を目指した教育プログラムを積極的に奨励するため、国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）（以下「本制度」という。）による支援を希望する大学院学生を以下により募集します。

1. 制度の目的

本学は、「スーパーグローバル大学創成支援」構想にあるように、本学が世界の最先端を走る研究分野において、その分野における海外のトップレベル大学等との連携の下に、高い専門能力はもちろんのことグローバルマインド、幅広い視野を兼ね備えた人材を育成するため、「国際共同大学院プログラム」群の創出や、「国際共同教育プログラム」の拡大、推進を目指しています。

本制度では、これらのプログラムによる派遣留学生に対して経済的支援を行うことにより、国際共同学位取得を目指す教育プログラムへの参加を奨励することを目的とします。

2. 定義

この要項において、「国際共同大学院プログラム」とは、東北大学高等大学院機構国際共同大学院プログラム部門内規（平成 27 年 4 月 6 日国際共同大学院プログラム部門長裁定）に定める、本学の強みを活かし、世界を牽引できる分野や、今後重要になり人類の発展に貢献できる分野を選択し、部局の枠を超えて本学の英知を結集し、海外有力大学との強い連携のもと共同教育を実践するプログラムとします。

また、「国際共同教育プログラム」とは、国際共同大学院プログラム以外で、協定校との覚書等に基づき実施されるダブルディグリープログラムや共同教育プログラムとします。

3. 支援の対象

本制度による支援の対象は、以下の（1）～（5）の全ての要件を満たす者としてします。

（1） 2025 年 8 月～2026 年 3 月の間に留学を開始する本学の正規大学院学生である者

（2） 留学期間が 32 日以上 365 日以下であること。

※留学期間に出国・渡航及び帰国に要する期間は含みません。

（3） 今後実施見込みの国際共同大学院又は国際共同教育プログラムに関連する研究計画を有する者

（4） 留学形態が以下（ア）～（ウ）のいずれかである者

（ア） 国際共同教育プログラムにより派遣される者

（イ） 国際共同大学院プログラムへの参画を検討している部局等で、今後の拠点形成のために、連携予定の大学等に派遣される者

（ウ） 国際共同教育プログラムへの発展が見込まれる部局独自のプログラムで派遣される者

（5） 留学するにあたり月額 6 万円以上の本制度以外の当該留学のための奨学金制度に採用されていること（「10. その他留意事項等」参照）

※本制度以外の奨学金が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。

※本制度以外の奨学金制度に採用されていない場合、2025 年度については、若干名を高度教養教育・学生支援機構グローバルラーニングセンターが日本学生支援機構（以下、JASSO という）に採択された「海外留学支援制度（協定派遣）」（以下、JASSO 奨学金という）により支援するものとします。ただし、JASSO 奨学金枠に限りがあるため、応募状況により年度途中で支援を締切場合があります。

また、JASSO 奨学金により支援を受ける者は、以下の①～⑧に掲げる JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）支給対象者の資格及び要件を全て満たしている必要があります。

① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）

※多重国籍者においても①をみなす者は対象となります。

- ② 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者

※日本に留学中の外国人留学生は本制度の対象となりません。

- ③ 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難であると判断された者

- ④ 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者

- ⑤ 留学終了後、本学に戻り学業を継続し、本学の学位を取得する者又は卒業（修了）する者

※ 退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。

※ 留学途中に正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。

例) JASSO 奨学金による支援期間中に博士課程前期の課程を修了し、引き続き博士課程後期の課程に入学する者も要件を満たしません。

- ⑥ 本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、JASSO が定める方法で求められる、本学における選考時に在籍する課程の前年度の成績評価係数が 2.30 以上（3.00 満点）である者

※詳細は「2025 年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き」を参照してください。

※前年度の成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数が 2.30 以上であれば、同等とみなして構いません。

※在籍課程の前年度の成績が選考時までには判明しない場合は、原則、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。全学期分の成績も判明しない場合は、以下のとおり算出してください。

・博士課程前期 1 年次 1 学期目の者は、学部最終年次の成績から算出

・博士課程後期 1 年次 1 学期目の者は、博士課程前期最終年次の成績から算出

・前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出

※上記以外のケースについては、下記 11 「問合せ／申請書類提出先」にお問い合わせください。

- ⑦ JASSO 奨学金以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

※ 1 機構が実施する国内の「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能です。

※ 2 機構が実施する「国内の給付奨学金」「留学生支援制度（大学院学位取得型）」との併給は認められません。なお、留学期間中の給付を停止する場合は、本学の国内の給付奨学金担当者を通じて、給付奨学金の支給を停止する手続きをしてください。また、海外留学支援制度の受給による停止の際は、留学前に復活の手続きについても、国内の給付奨学金担当者を通じて確認してください。

※ 3 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。

※ 4 本制度以外の派遣プログラム参加のための奨学金等（以下「他の奨学金等」という。）とは、派遣学生に直接支給されるものを指します。クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金は他の奨学金等に該当します。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金等に該当しません。

※ 5 他の奨学金等が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。

※ 6 他の奨学金等に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えなければ併給可能です。

※ 7 プログラムの目的・目標達成及び派遣学生の学修（研究）に支障がないと在籍大学等が判断した場合は、報酬を伴う研修やインターンシップ、アルバイト等についての収入は、金額に関わらず本制度の奨学金と併給が可能です。

※ 8 他の奨学金等を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、注意してください。

※ 9 本学や他の団体等から、留学に関係なく支給される奨学金は、金額によらず併給可能です。

⑧ 原則として、外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者

※ 外務省「海外安全ホームページ」の地図に、派遣先大学等の都市名が書かれていない場合は、地図を見て判断してください。派遣学生としてJASSOに登録する時点で、派遣先大学等の所在地が「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、原則、本制度の派遣学生として登録することは認められません。また、派遣学生の留学期間中に派遣先大学等の所在地が「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせます。

4. 支援の内容

(1) 旅費規程に基づく海外渡航旅費（日当、宿泊料及び食卓料を除く）

※他団体（JASSOを含む）等から海外渡航に係る支援を受ける場合、本制度からは海外渡航費との差額分のみを支給します。

※JASSOが指定する要件・基準を満たしている場合、JASSO奨学金から渡航支援金を受給することが可能です。詳細は別紙「2025年度海外留学支援制度（協定派遣）における渡航支援金について」を参照してください。

※留学期間中に日本と留学先国・地域を複数回往復する場合でも1往復分の海外渡航費のみ支給します。

(2) 奨学金（月額）（海外渡航期間中）

	指定都市	甲地区	乙地区	丙地区
修士課程	13万円	13万円	12万円	10万円
博士課程	18万円	16万円	14万円	12万円

※渡航先区分（指定都市、甲、乙、丙）については、別表参照。

※他団体等からプログラム参加のための奨学金を受ける場合、上記記載額との差額分のみを支給します。

5. 提出書類

<必ず提出する書類>

- (1) 2025年度国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）申請書（様式1）（PDF）
- (2) 2025年度国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）申請書別紙（様式1別紙）（エクセル）
- (3) 2025年度国際共同学位取得支援制度候補者調書（様式2）（PDF）
- (4) 成績証明書（学部入学以降の成績証明書）（PDF）
- (5) 留学期間が分かる書類（留学開始及び留学終了年月日が明記されているもの）（PDF）
- (6) 他団体等から受給する奨学金の額が分かる書類（他団体等から奨学金を受給する場合のみ提出）（PDF）

<必要に応じて提出する書類>

(7) 申立書（様式任意）（PDF）

※「3. 支援の対象」の（4）－（イ）又は（ウ）に該当する学生については、当該学生の派遣が「国際共同大学院プログラム」又は「国際共同教育プログラム」への発展にどのように関連するかを示す「申立

書」を所属部局において作成のうえ提出してください。

6. 提出方法

以下 Google Form から申請に係る情報を入力するとともに、上記 5 に記載の提出書類をアップロードしてください。

※上記提出書類 (1)及び(3)～(7)は一つのファイル (PDF) に結合のうえアップロードしてください。

Google Form : <https://forms.gle/gWe67tG4YGGKpwKG7>

7. 申請から支援対象者決定までの流れ

2025 年度の本制度による支援対象者は、留学開始時期により 4 期※に分けて申請を受け付けます。申請から支援対象者決定までの流れは以下のとおりです。なお、選考及び支援対象者の決定時期については、目安となります。

留学開始月	申請期限	選考	支援対象者の決定
2025 年 8 月・9 月	2025 年 5 月 7 日	2025 年 5 月中旬	2025 年 5 月下旬
2025 年 10 月・11 月	2025 年 7 月 8 日	2025 年 7 月中旬	2025 年 7 月下旬
2025 年 12 月・2026 年 1 月	2025 年 9 月 5 日	2025 年 9 月中旬	2025 年 9 月下旬
2026 年 2 月・3 月	2025 年 11 月 5 日	2025 年 11 月中旬	2025 年 11 月下旬

※留学計画が定まっている場合は、実際の留学開始時期より早い留学開始時期に設定された申請期限までに申請することができます。その場合、選考及び支援対象者の決定は、申請期限に応じたものとなります。

【例】2025 年 10 月に留学を開始する者が 2025 年 5 月 7 日の申請期限までに申請した場合

選 考： 2025 年 5 月中旬

支援者の決定： 2025 年 5 月下旬

奨学金の支給： 2025 年 10 月～

※2025 年度は 4 期に分けて申請を受け付けますが、予算状況及び応募者数等により募集回数を縮減する場合があります。

8. 選考基準

国際共同教育プログラム等により派遣される大学院学生については、以下の優先順位にて、予算の範囲内で支援対象者を選考します。

【優先順位 1】 国際共同教育プログラムにより派遣される者

【優先順位 2】 国際共同大学院プログラムを実施予定の部局等で、今後の拠点形成のために、連携予定の大学等に派遣される者

【優先順位 3】 国際共同教育プログラムへの発展が見込まれる部局独自のプログラムで派遣される者

9. 報告書の提出

留学終了後には、以下の書類を所属部局担当係より留学生課宛に提出してください。

【提出書類】 研究報告書（英文。A4 判で 5 頁程度）（様式任意）

【提出時期】 帰国後 1 ヶ月以内

10. その他留意事項等

- 各部局においては、各学生の派遣先国・地域に関する安全情報・感染症危険情報等に十分注意し、派遣中も随時状況確認や支援ができるよう、派遣先大学等や派遣学生との連絡を密にしてください。また、派遣学生に対し、海外旅行保険等への加入や各自において事前に留学等に関する情報収集に努めるよう

指導してください。

- 本制度及び東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞の併願は認められません。
- 本制度の応募条件となっている「本制度以外の奨学金に採用されていること」の奨学金として、以下に記載の奨学金を用いる場合は、事前に留学生課海外留学係にご相談ください。
 - ・ 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～
 - ・ 民間団体による奨学金
- 他の奨学金を受給する際、奨学金等支給団体側が本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、ご注意ください。

11. 問合せ／申請書類提出先

教育・学生支援部留学生課海外留学係

内線：92-7820

メール：sab_query@grp.tohoku.ac.jp